

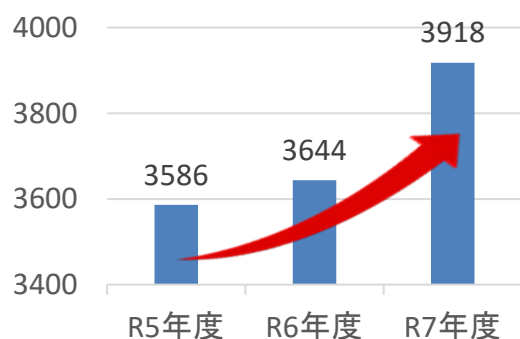
人材確保にシニア世代を採用する企業が 増えています！

■注目してもらうためにキーワードの表記を！！

少子高齢化が進み、労働力不足が深刻な課題となっている中、豊富な経験と知識を持つシニア世代（60歳以上）の活用を進める事業所が増加しています。シニア世代が活躍する企業は若手社員から見ても「長く安心して働くことができる環境」であり、社員の定着率向上にも繋がります。

シニア世代の方は、シニア世代を積極的に採用している求人を希望する方が多く、その選定の際にはキーワード検索を多く活用しています。そこで求人票の仕事内容欄などに「60歳以上も歓迎」のようにシニア世代の目に留まるキーワード（下記参照）を記載いただくことをお勧めしています。

秋田県全体の60歳以上の常用就職者数



ハローワーク秋田
利用者のうち

60歳以上は
約30%

※令和8年4月現在

ハローワーク秋田では60歳以上歓迎・
限定求人一覧も作成しています。



秋田労働局職業安定部公式キャラクター
「ハローわんくん」

シニア世代の目に留まるキーワード例

- ✓ 60歳以上も歓迎 ✓ 65歳以上も歓迎 ✓ 70歳以上も歓迎
- ✓ 60歳以上の方の採用実績あり ✓ 70歳代の方活躍中！
- ✓ パソコン作業は定型フォームへの文字入力程度です
(入力の内容・程度を記載するとわかりやすい)
- ✓ 〇〇kg程度の荷物運搬があります（重さや頻度の記載があるとわかりやすい）
- ✓ 座り仕事です ✓ 重量物の取扱いはありません ✓ 兼業可です
- ✓ 見学も可能です ✓ 空調設備を完備しています
- ✓ 研修充実しています ✓ 慣れるまで丁寧に指導します

求人への反映方法: 求人者マイページから変更登録をご利用ください。

※求人者マイページを利用されていない事業所の皆様におかれましては求人者マイページの
利用をご検討いただきますようお願いいたします。

○問い合わせ先○

ハローワーク秋田 求人部門
〒010-0065
秋田市茨島1-12-16
電話番号 018-864-4111(部門コード:31#)

助成金等シニア世代活躍
に向けた支援メニューは
裏面へ

● 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

高年齢者(60歳以上)をハローワーク等の紹介により雇い入れる事業主に助成金を支給します。

○ 主な支給要件

- ・ 正規雇用、無期雇用、有期雇用(自動更新)で採用する。
(上記の形態で65歳以上まで継続雇用かつ雇用期間2年以上が対象)
- ・ ハローワーク等で就労に向けた個別支援を受けている求職者をハローワーク等の紹介で雇い入れる。
- ・ 雇用保険の被保険者として雇い入れる。
※この他にも要件があります。

○ 支給額

- ・ 中小企業 30（20）万円×2期 合計60（40）万円
 - ・ 大企業 25（15）万円×2期 合計50（30）万円
- ※（ ）は週20～30時間未満の短時間勤務者、1期は6ヶ月

問い合わせ先 ハローワーク秋田 企画部門 TEL018-864-4111 （部門コード：32#）

● 65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）

65歳以上への定年引き上げ等を行った事業主に助成金を支給します。

○ 主な支給要件

- ・ 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。
(下記Dの場合、他の事業主においても整備していること)
- ・ 支給申請日の前日において、事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。

○ 支給額

【 A. 65歳以上への定年の引上げ、B. 定年の定めの廃止】

措置内容 60歳以上 被保険者数（注1）	65歳	66～69歳		70歳以上	定年の定めの 廃止
		<5歳未満の引上げ>	<5歳以上の引上げ>		
1～3人	15万円	25万円	40万円	45万円	60万円
4～6人	20万円	32万円	65万円	70万円	120万円
7～9人	25万円	39万円	110万円	115万円	180万円
10人以上	30万円	46万円	135万円	140万円	240万円

【 C. 66歳以上への継続雇用制度の導入、 D. 他社による継続雇用制度の導入】

措置内容 60歳以上 被保険者数（注1）	継続雇用制度の導入(注2)		措置内容 60歳以上 被保険者数（注1）	他社による継続雇用制度の導入(注2)	
	66～69歳	70歳以上		66～69歳	70歳以上
1～3人	22(20)万円	40(36)万円	1～3人	20(16)万円	32(30)万円
4～6人	37(32)万円	65(60)万円	4～6人	30(26)万円	50(45)万円
7～9人	60(50)万円	105(95)万円	7～9人	50(40)万円	85(75)万円
10人以上	90(75)万円	130(120)万円	10人以上	70(60)万円	105(100)万円

(注1) 60歳以上被保険者数とは、支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者の数となります。

(注2) C及びDの措置の括弧書き内の記載は、基準該当者を対象とした継続雇用制度を導入した場合の支給額です。

★他にも高年齢者の雇用管理制度の整備等を実施した場合や、高年齢の有期雇用労働者を無期雇用に転換させた場合の助成コースもあります。

問い合わせ先 高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 業務課 TEL018-872-1801